

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、その翌日)

I 昭和46年12月1日 水曜日 鳥取県公報 (号外) 第83号 (第三種郵便物認可)

目次

◇ 告 示
昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度

◇ 公 安 告 示
県道の路線の認定
県道の路線の廃止
道路交通の規制に関する規程の一部改正

告 示

鳥取県告示第九百七十三号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、昭和四十六年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を次のとおり公表する。

昭和四十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

保安林の種類	同一の単位とされる保安林の所在		皆伐面積の限度	単位区域名
	場所	市郡名		
水源かん養保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八頭	二九七・九四	八頭地区
土砂流出防備保安林	八頭郡のうち河原町及び郡家町を 除く地域	八頭	五・三二	若 桜
千害防備保安林	船 岡	船 岡	三・三六	智 頭
千害防備保安林	船 岡	船 岡	〇・四八	船 岡
千害防備保安林	喜才谷山	殿	二・六〇	用 瀬
千害防備保安林	喜才谷山	殿	〇・一九	喜才谷山
千害防備保安林	明見谷東平	水口	〇・四六	明見谷東平
千害防備保安林	明見谷東平	水口	〇・八二	池ノ内下平
千害防備保安林	赤波	赤波	一・六〇	赤 波
水源かん養保安林	鳥取	鳥取	八三二・〇〇	鳥取地区
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	一・五八	河 原
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	六・〇七	郡 家
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	七・八〇	五 美
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	四・〇〇	郡 府
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	〇・三〇	福 部
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	三二・〇七	鳥 取
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	一・〇八	高 取
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	六二・二四	鹿 野
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	二・〇〇	青 谷
土砂流出防備保安林	八頭郡	八頭	四・二六	長 谷

鳥取県告示第九百七十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、次の県道の路線を廃止する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十六年十二月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

138	整理 番号	路 線 名	起	終	重 要 な 経 過 地
			岩美郡岩美町大字岩本	岩美郡岩美町大字本庄	

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六十六号

道路交通の規制に関する規程(昭和四十四年三月鳥取県公安委員会告示第十七号)の一部を次のように改正し、昭和四十六年十二月一日から施行する。

昭和四十六年十二月一日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

第一条から第四条まで中「第七条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第五条中「第十二条第一項」を「第四条第一項」に改める。

第六条中「第十三条第二項」を「第四条第一項」に改める。

第六条の二中「第十七条の三第一項」を「第四条第一項」に改める。

第七条中「第二十二条第二項」を「第四条第一項」に改める。

第八条を次のように改める。

(追越しのための右側部分はみ出し通行禁止)

第八条 法第四条第一項の規定に基づき、別表第八のとおり追越しのため

右側部分をはみ出して通行してはならない場所を指定する。

第九条中「第四十二条」を「第四条第一項」に改める。

第十条中「第四十三条」を「第四条第一項」に改める。

第十一条中「第四十五条第一項第六号」を「第四条第一項」に改める。

第十二条中「第五十四条第一項」を「第四条第一項」に改める。

別表第八中「車両(小型特殊自動車を除く。)」を「追いついてはならない

場所の指定」を「追いつくため右側部分をはみ出して通行してはならない

場所の指定」に改める。